

知っていますか

自転車の交通ルール

交通ルールとマナーを
守り、正しく自転車を
利用しましょう



場合は、5万円以下の罰金が課せられます。

自転車による危険な違法行為

①信号無視

②通行禁止違反

③歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）

④通行区分違反

⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害

⑥遮断踏切り入り

⑦交差点安全進行義務違反等

⑧交差点優先車妨害等

⑨環状交差点安全進行義務違反等

⑩指定場所一時不停止等

⑪歩道通行時の通行方法違反

⑫制動装置（ブレーキ）不良自転車運転

⑬酒酔い運転

⑭安全運転義務違反

○道路標識等により歩道を通行することができる場合

○13歳未満もしくは70歳以上の方

○身体障害者福祉法別表に掲げられる身体に障がいのある方

○自動車の交通量が多く、自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ない場合

ただし、歩道を通行する場合は、歩行者を優先とし歩道通行ルールを守つて通行してください。

自転車で危険行為をくり返すと講習を受けなければなりません

平成27年6月1日より、交通の危険を生じさせる違反を繰り返す自転車の運転者には、安全運転を行わせるため講習の受講が義務づけられました（子どもでも満14歳以上は対象）。

これらの違反をして、3年以内に2回以上検挙された場合は事故を起こした自転車利用者に講習の受講を義務づけ、自転車運転者講習の受講命令を受けて、3ヶ月以内に受講しない

「信号無視」「時不停止」「遮断踏切り入り」「酒酔い運転」など下記の14項目の違反が該当します。

これらの違反をして、3年以内に2回以上検挙された場合は事故を起こした自転車利用者に講習の受講を義務づけ、自転車運転者講習の受講命令を受けて、3ヶ月以内に受講しない

自転車安全利用五則

自転車は、車道が原則、歩道は例外

歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

安全ルールを守る

○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

○夜間はライトを点灯

○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

子どもはヘルメットを着用

5.

自転車は原則として、車道を通行しなければなりませんが、次のいずれかに該当する場合は、歩道を通行することができます。

※安全運転義務違反とは、自転車側の過失により人身事故が起きたような場合などで多くの行為が該当すると考えられます。例えばスマートフォンを見ながら自転車を運転し、歩行者と衝突するようなケースです。

※くわしくは、うきは警察署交通課

TEL 765-5110へお尋ねください。

●市民協働推進課消防防災係

TEL 755-49002